

会議録

- 1 附属機関の名称 犬山市環境審議会
- 2 開催日時 令和2年 8月11日(火) 13時30分から 15時30分まで
- 3 開催場所 犬山市役所 5階 501会議室
- 4 出席者

<委員>

会 長	林 進	委 員	佐野八重
副 会 長	若井宗臣	委 員	松尾直規
副 会 長	長野美恵子	委 員	高木 潔
委 員	水野正光	委 員	谷口 彰
委 員	久世高裕	委 員	森本 満
委 員	松山運美	委 員	吉原俊英
委 員	高橋正己	委 員	国枝悦明
委 員	加藤浩一	委 員	山岡雅俊
委 員	家田大輔		

<事務局>

経済環境部長	永井恵三	環境課長	高木 衛
環 境 課	安藤公晴	環 境 課	丹羽 良夫
環 境 課	小木曾 裕二	環 境 課	平野 幸奈

<欠席委員>

委 員	服部良一	委 員	石橋整司
委 員	水谷潤一		

5 議題

【協議事項】

- (1)犬山市環境基本計画について

- 6 傍聴人 0人

7 議事録

発言者	発言
司会	<p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。予定の時刻となりますので、ただいまより令和2年度第2回犬山市環境審議会を開催させていただきます。私、本日の司会を務めさせていただきます、環境課の高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議の開催にあたり、新型コロナ対策の関係で急遽会議室をソーシャルディスタンスがとれる会議室が取れましたので変更させていただきました。ご協力いただきありがとうございました。</p> <p>また、本日の会議は、重大な案件や慎重なご議論をいただきたいため2時間を予定しておりますが、リスク低減のため少しでも短くなるよう努めて参りますので、皆様におかれましてもご協力よろしくお願いいたします。また、換気システムを最大で運転していますので、換気扇の音などが耳障りになるかもしれませんが、ご了承をお願いしたいと思います。それから本日の審議会の会議録は、犬山市付属機関の会議の公開に関する要綱第5条第3項に基づき、議事録を公開させていただきます。そのため会議での発言の際には、お1人お1人の発言でお願いしたいと思います。</p> <p>それでは環境審議会の開会にあたり、市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山田市長	<p>こんにちは。皆さん、お忙しいところ、また、コロナが拡大をしておりますけれども、そういった中で、皆様方におかれましては、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>コロナのことでいろいろ考えさせられることもいろいろあるわけですが、そういう中で、私たちの生活であったり、住環境であったり、自然環境の大切さであったりとか、そういったことも改めて再認識させられることもございます。コロナがあろうがなかろうが、住環境や自然環境っていうのをより良く維持してくといひますか、そういう形をとっていくということは、犬山のまちづくりにとっても非常に重要な柱でもある、というふうに思っております。そういった中で、環境基本計画の改訂に向けて皆様方に諮問をさせていただいております、今日の会議を踏まえて、最終的な答申をいただく、というような形になると思っております。皆様方には、しっかりとまたご議論いただきながら答申をいただきますようその点皆様方にもよろしくお願いいたします。簡単ですが私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここで、市長は他に公務がございますので、退席させていただきます。</p> <p>続きまして、所属団体での役員改選や人事異動等により、前任委員より引き継いでおり、前回の会議以降に二名の委員さんが、新たに就任されましたのでご紹介をさせていただきます。お手元の資料の中に名簿をお配りしてあ</p>

	<p>りますのでご確認下さい。なお、犬山市環境基本条例第27条第3項により後任委員の任期は前任者の残任期間となりますのでよろしくお願ひいたします。まずは、犬山市町会長会連合会 高橋正己委員。</p>
委員	はい。高橋でございます。よろしくお願ひします。
事務局	続きまして、犬山市小中学校校長会 高木潔委員。
委員	よろしくお願ひいたします。
事務局	<p>なお、本日、服部委員、水谷委員、石橋委員からは欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。事前配布資料としまして、「令和2年度第2回犬山市環境審議会次第」、続きまして「第二次犬山市環境基本計画素案」、「犬山市環境審議会委員名簿」となっております。当日の配付資料としまして、「令和2年度第1回犬山市環境審議会意見書のまとめ」、「第2次犬山市環境基本計画改訂スケジュール」以上でございます。資料の不足等ございましたらお申し出ください。また会議の進行途中でお気づきになられた場合でもお申し出いただければご用意させていただきます。</p> <p>それでは、「次第3 議事」に移ります。なお、議事につきましては、条例第28条の規定に基づき審議会の会長が会議の議長になることとなっておりますので、以後の進行は林会長にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは以後の議事進行をさせていただきます。いろいろ議論があろうかと思いますがご協力をお願いします。本日の審議会につきましては、3名の欠席届が出ております。現在、1人遅れてこられますので、出席扱いとして17名の出席ということですので、犬山市環境基本条例第28条第2項の規定により、本日の審議会は成立していることを確認させていただきます。また、本日の会議の会議録を作成し、公表しなければなりません。それにあたり会議録の確認者として高橋委員と森本委員を指名いたしますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	はい、異議なしということで両委員お願ひいたします。それでは、次第に従いまして議事に入ります。協議事項は、第2次犬山市環境基本計画についてということですので、事務局の方から説明、提案お願ひいたします。
事務局	よろしくお願ひいたします。事務局からは「協議事項(1)犬山市環境基本

計画について」ということでご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

犬山市環境基本計画は、環境基本法の趣旨を踏まえ、犬山市環境基本条例に基づいて平成14年に策定をされました。市民、事業者、行政の進むべき方向が示されました。また現在、令和2年度に、第2次の犬山市環境基本計画の策定ということで作業を進めておりまして、令和2年2月に開催をいたしました環境審議会におきまして、第2次犬山市環境基本計画(案)ということで、諮問をさせていただき、ご審議いただきました。また6月には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議という形で審議会を開催しまして、委員の皆様からご意見をいただき、本日の審議会の開催となっております。

事務局から、主に3点についてご説明いたします。

まず1点目、第1回会議(書面会議)の報告ということで、本日お配りをさせていただきました資料、「令和2年度第1回犬山市環境審議会意見書のまとめ」をご覧ください。

令和2年6月15日に書面会議ということで通知をさせていただきました。第2次犬山市環境基本計画事務局案についての意見聴取をさせていただいております。委員の皆様からたくさんのご意見、アドバイスを頂戴いたしました。こちらの意見を事務局でまとめさせていただきまして、主な意見を「計画全般・目標」、「指標」「施策・取組」「進捗管理」「その他」というような大まかな項目ごとに分類をさせていただきまして、一覧表としてまとめさせていただきました。まず資料をご覧ください。1枚目です。こちらに「計画全般・目標」に関することとして、まとめております。一つ一つ説明すると時間をいただいておりますので、部分部分ご説明させていただきます。

まず「推進主体、関係人口を取り込むべき」ということのご意見をいただいております。こちらですね、左側の枠に意見、委員の皆様からいろいろな意見の要約を事務局でまとめさせていただいた上で、右側の枠の計画への反映というふうに、その結果対応ということで、記入をしております。こちらは、計画素案の5ページのところに、「市民」の中に「訪問者」を含むよう修正、ということで反映をさせていただきました。こちらはちょっと大きな変更点になりますので後程ご説明お時間をいただきたいと思います。続きまして、下から3段目になります、「環境」「経済」「社会」の関係性について、2者の相互関係としか読み取れない、ということで、素案の38ページになります。こちらに、グラフィメージのイラストがいくつかございまして、こちらは変更したイラストになっておりますけれども、以前の案ですと「環境」「経済」「社会」と、それぞれ2者に矢印が相互にあって、3者の連携というのが読み取れない、というご意見でしたので、イメージ図を修正しまして3者が重なる場所があるということで、修正をさせていただいております。

続きまして、太陽光等将来の課題の検証ということで、「使用済みのパネルの廃棄等そういった問題がある」というご指摘をいただきました。こちらに関しても、今の計画ですと、再生可能エネルギーの普及促進ということで、設備を付けていくということをピックアップしておりますけれども、そのあと使い終わったパネルがどうなるかというご意見を頂戴いたしましたので、そういった部分も課題ということで記述をしていきたいと思っております。こちらはですね、申し訳ありませんが、現在の素案にはまだ反映されておりませんので、対応としましては「追加します」というふうに記載しております。

続きまして、「景観に関する記述が必要」ということで、こちらの方も、景観の維持に関する記述を追加させていただくということで対応を予定しています。こちらは都市計画課の所管の景観計画というのもございますので、そちらの方とも連携をとりながら、また自然環境と都市の景観などの様々な分野が関連する部分になりますので、こちらに関しても、追加をして参ります。

続きまして、「指標」に関することで、「指標の講座等の参加者数の対象絞る」ということでご意見をいただきました。こちらの方がだいぶまとめた形になってしまっていますけれども、指標の中で、「講座参加者数」とか、「開催回数」という指標がいくつかありました。以前の案ですと講座というのは対象がなんなのかというようなわかりづらい部分があったので、こちらの方を、どういった講座が対象になるのかというのを明確にさせていただいております。

続きまして「総ごみ排出量」こちらを指標としてはどうかと、いうご意見いただいております。こちらは、基本目標2の指標で、「可燃ごみの量」と「市民一人当たりのごみの量」を指標としていますけれども、ごみの全体の量というのは、指標としては設けておりませんので、「ごみの総排出量」を指標として設けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2枚目に行きまして、「施策・取組」に関すること。こちらの方でも、委員の皆様から多くのご意見をいただいております。取り組みの追加や文章の表現方法等の修正ということでいくつかございます。その中で、6段目、再生可能エネルギーの推進について、具体的な提案がない、というご意見ができました。こちらは、素案72ページ。こちらの方で、文章の中で、「再生可能エネルギー利用の可能性を研究し持続可能な実用・運用ができる場合は導入に努めます」ということで、今後の課題として大きな部分なのかなというところではあります。具体的な案というものが計画案には記載がありませんのでご了承をいただければと思います。

続きまして、エコアップリーダーの活用及び活動支援、組織作りの追加、というご意見をいただいております。こちらは、素案78ページ。こちらで個別目標11、12というところがございまして、主に市民との協働、ま

た、環境学習における充実、といったような項目の施策になります。以前市が養成をしておりますエコリーダーの活用です。それから今大きな課題としましては、次の世代の活躍する方を育てるとというのが、市では一番の課題かなと感じておりますので、エコアップリーダーの方がトップランナーとなっていて、またそれに続くセカンドランナー、また、若い層の次の世代の担い手の方が育てるような形で、活動、活躍していく場を設けていきたいと思っております。

続きまして、施策の記述の追加ということで、「ビオトープの維持管理」「エネルギーの地産地消」という言葉を、それぞれ基本目標1、それから基本目標4、に追加の方をしていきたいと考えております。また、「木材の利活用」それからちょっと重なる部分ですけれども、「地産地消の実践」ということで、特に学校で環境学習に繋がるということもあり、「環境配慮型の商品の購入」、また、「木材の利活用」といった記述を追加して参りますので、よろしく申し上げます。

3枚目に移りまして、「その他の意見」ということで、こちらは直接的に計画への反映ということには行っておりませんが、今後、進捗管理の中で、重要ポイントとして取組みの意識をしていかないといけないということで、ご意見をいただいております。その中でも、環境学習に関することにつきまして、幼稚園とか若い世代から、遊びながら身に着けていけるといい、というご意見とか、学校等でも授業とかではなくて、普段の生活の中から学習できるような、「習うより慣れる」というキーワードをいただいております。また、学校現場ということで、教職員の負担が増えては持続可能な計画にはなっていないのではないか、というご意見もいただいております。また、下から2番目になりますが、こちら重要な部分かなと、事務局の方では考えておりますけれども、計画遂行にあたりまして、少子高齢化や人口減少、技術革新の他、災害や感染症等そういった影響を受けやすいということで、時代の変化に敏感であること、というご意見の方、いただいております。こちらは進捗管理の段階で、チェック点検の時に現状把握した上で、今後どういうふうにやっていくのかという部分を取組んでいく重点ポイントだと考えております。それでは第1回の意見書の報告ということで、以上させていただきます。

続きまして、2点目のご説明になります。素案について、ご説明ということで、事前に配布をさせていただいております「第2次犬山市環境基本計画素案」冊子をご覧ください。こちらの素案ですけれども、7月時点ということで、6月に委員の皆様からご意見いただいたご意見等を反映し、また、事務局として見直し、修正点も数多くございましたので、そちらを反映したものとなっております。こちらで、以前のものから変更点、修正箇所などをご説明させていただきたいと思っております。

先ほどお話をさせていただきました「5ページ、計画の推進体制」をご覧ください。計画の推進主体ということで、「市民」「事業者」「市」の3者で

の計画の推進ということで、修正をさせていただきました。前々回の審議会の際に、こちらは4者でということで、「市民」「事業者」「市」に加えて「訪問者」という主体を一つ設けておりましたが、検討させていただいた上で、「訪問者」は、大きな枠である「市民」の中に含めさせていただいております。なぜかといいますと、まず第1次の環境基本計画を踏襲する形、3者「市民」「事業者」「市」という3者の主体となっておりますので、まずはそちらを踏襲しております。また、意見書のご意見の中で、「関係人口」というキーワードがございました。「関係人口」と言いますと、例えばイベントとかに参加された際に、ただ参加された方だけではなくて、もちろん主催者とか、そういったイベントに関わる多くの方、そういった方も含まれるのではないかと、というご意見をいただきました。その中で、そういった関係人口ということで大きな枠組みになってくると判断をさせていただきまして、また、そういったイベントを開催する団体とかもですね、もともと「市民」という中の、枠に入れさせていただいておりますので、今回、「訪問者」、市外からいらっしゃる観光客の方、また犬山市に在学・在勤の方、イベントに関わる方、幅広くの方をこちらの「市民」という枠とさせていただいております。また、取り組みに関しましても、こちら「訪問者」に関しましては、市民の取り組みと同じ取り組みを推進していくということで、計画にあげさせていただいております。

続きまして、46ページをご覧ください。「第4章」となります。「第4章」は、この環境基本計画には基本目標が五つの大きな枠組みがございまして、それぞれ五つの分野を一つずつ、詳しく取組等を説明した章になっております。この中でこちらの章におきまして第1次の環境基本計画を踏襲しまして、「市民」「事業者」「市」という3者の推進で、取り組み施策の方を記述しております。こちらは47ページをご覧くださいと、「市民の取り組み」「事業者の取り組み」ということで、項目の方をあげさせていただいております。「基本目標1、里山の恵みを守り育てるまち」、こちらを達成するために市民の皆様、事業者の皆様にはこういった取り組みをやっていただきたい、というものを記載させていただいております。こちらは、昨年度に4回実施しました「市民懇談会」、それから令和元年7月に実施しました市民、事業者を対象としました「実施調査(アンケート)」で得た取り組み状況や、環境活動への参加状況など、回答の中から事務局の方で検討し記述しております。

続きまして、変更点として、「施策指標」について、指標の整理、明確化ということで、指標の修正を加えております。まずご覧いただきたいのは、「第3章」です。39ページからです。こちらは「成果指標」ということで、各それぞれの取組みを実際の成果できているのか、できていないのかという部分を測る指標ということで設けさせていただいております。基本目標ごとに、指標を分類しております。こちらは主にアンケート調査をもとに、市民、事業者の満足度を中心に、指標を設けさせていただいております。こ

ちら2030年の目標としましては、満足度ということで100%になるのが理想ではありますが、こちらの数字は、今回の市民アンケートにおきましては約700通の回答をいただいております、その中のパーセンテージになっておりますので、満足という回答が今回のアンケートで得た1.5倍の数値になるような、パーセンテージということで、計算させていただいて、設定しております。また、「第4章」ですけれども、目標達成に向けた取り組みということで、市の取り組みを主に記載させていただいております。46ページからになります。46ページが基本目標1のページで、その取り組みは48ページからです。こちらが市の取り組みということで、主な個別目標に続いて施策の指標、それから目標達成に向けた取り組みという形で、それぞれ、市の担当課よる施策を記載させていただいております。こちらは、先ほどの意見書でもございました講座等の表記など、修正を加えておりますので、よろしく願いいたします。また、今回の市の取り組みの中で、新たな取り組み・課題というのも見えてきた部分もございます。生活環境に関する取り組みということで、29ページをご覧ください。29ページの上段「地域での生活環境の課題」ということで、地域での課題を明記させていただいておりますけれども、今年度の令和2年度4月施行ということで「犬山市の空き地の雑草等の除去に関する条例」、それから今年の10月に施行されます「犬山市路上喫煙の防止に関する条例」、こういった新しい条例の制定がございましたので、そういったものを、こちらに記載させていただき、また、62ページには、それに関する取り組みを追加しております。また、取り組みということで、48ページになりますけれども「森林保全に関する取り組み」、こちらは、昨年度から国から、新たに地方に譲与される税金で森林環境譲与税が市の収入としてございます。こういったものの活用というの、今後、展開を広めていくという部分で、記述をさせていただいておりますのでご確認お願いいたします。

続きまして、内容の説明ということで、ここからは新しい部分であります「第5章」、「第6章」の説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。84ページです。こちらの「第5章協働プロジェクト」という項目を設けております。こちらは、昨年度行いました市民懇談会で、市民、事業者の方にお集まりいただきまして、合計4回実施しました「私達にできること」ということで、市民の皆様、事業者の皆様が今後どういった活動をしていったらいいんだろう、また、市と協働してやっていくというところで、いろいろな課題等について意見を出し合ってくださいました。こちらの中で、87ページに主な意見を記載させていただいております、その中でも特に意見が多かった「地球温暖化」、それから「自然環境」、こちらの2分野において具体的なプロジェクト、こちらを重点プロジェクトと位置付けまして、今後、協働していくということで、取り組んでいくという予定を、第5章にプロジェクトとしてあげさせていただいております。こちらは、現時点ではプログラムを二つ、まずは決めたという段階にあります。また今後、

市民懇談会を開催していく中で、具体的にどういうことをやっていくんだ、誰が何をやっていくんだ、ということ、市民、事業者の皆様と話し合っ
て、実際に活動につなげていくところを計画しております。また、こ
ちらのプロジェクトにおきましても、PDCA、実行の後には点検・評価、そし
て改善ということで、継続的持続的な取組みとなるようにしていくとい
うことで定めさせていただいております。

続きまして「第6章 計画の進行管理」、事務局の方としましては、この
第6章が一番中心、今回の計画で重要なところになるんじゃないかと理解し
ております。こちらは、特に毎年のチェックをしっかりと、重点的にやっ
ていきたいと考えております。今のところ、各担当所管課の取り組みの
内容を、具体的な表を作りまして、毎年各部署の担当者にも進捗状況等
を評価をするような形を今考えております。また、設けております指
標に関しましても、指標の根拠などを明確にした上で、将来の目標とい
うものを、随時確認し、また時には修正できるような形をとってい
きたいと考えております。98ページをご覧ください。今回ですね、環
境基本計画の中に、一つの取り組みということではありますけれども、「
環境白書の公表」という項目をつけさせていただいております。「環境
白書」、こちらは、今まで犬山市で行われた環境に関する調査などを
こちらの白書に取りまとめて、継続的に管理をしていくというものを、
作っていくということで定めさせていただいております。こちらに関し
ましても、環境基本計画の進捗を確認するには、大きな手法という
形にはなってくるかと思っておりますので、作成を進めていきたい
と考えております。またこの計画の全体の見直しとしましては、中
間地点2025年を一旦中間見直し時期と想定しておりまして、目標
年度2030年の前年度2029年に、市民・事業者向けに意識調査ア
ンケートを実施しまして、成果指標というような形で達成具合をは
かるものしたいと思っております。

続きまして3点目、今後のスケジュールだけ説明をさせていただき
たいと思います。本日お配りしました資料、「改定スケジュール」を
ご覧ください。

基本計画に関する答申を本日の審議会でもいただいたという場合
の仮定ではありますけれども、答申内容を計画に反映、修正作業を
進めまして、パブリックコメントの開催を予定しております。現
在のスケジュールですと、9月15日から10月9日をパブリック
コメントの期間ということで、周知方法としましては、9月15
日号の広報並びにホームページ、公表場所としましては、市役
所、出張所、図書館を予定しております。また、パブリックコ
メントの意見を反映させまして、10月下旬には、こちらの第2
次犬山市環境基本計画を公表という形で進めていきたいと思
っております。以上で事務局からの説明は終わります。ご審議
お願いいたします。

会長

前回に引き続きまして、まず素案、本日提案される前の素案を皆
さんからたくさんのご意見をいただきました。それを整理していただ
いていただい

	<p>明があった内容で、素案としてまとめられたということです。これについて事務局からの説明、それから配布されました皆様方からの意見の集約の仕方も含めて率直なご意見やご質問をお願いします。</p>
委員	<p>市民の中に訪問者を含むということですが、「訪問」というのはもともと人を訪ねるという意味です。訪問というのは、犬山城へ訪問するというより犬山城を観光するっていうことは言うと思う。観光者訪問という言葉はこのまま出すと本当に親戚とかそういう人を訪ねた人だけが対象なのかという、勘違いがおこらないかな観光客まで対象にするというふうになると、もう少し良い言葉があると思う。人を訪ねるだけの人じゃないんですよね、全部を入れるんでしょ。観光客も。もう少し皆さんが見てすぐ分かるような言葉こういうふうに入れたからといって、その人たちに訪問者、観光客に何をしてもらうかというただ市民の中にいろいろ施策出しておられるここに該当しないんですね。ごみとかあるけど。実際そこに入れたからといって、その人たちが、1年1回来るだけの観光客にしる、訪問者親戚の人はべつかもしれないですけど。具体的に何を頼んで何をってもらうのかということが、それぞれの考えていれないとただいれればいいものではない。訪問という言葉がちょっと勘違いしやすいかなという意見です。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。委員のご意見ですけれども、まず「訪問者」というところで、今のご意見ですと、市民とやっていくことが違うということかなと、私の中では把握させていただいたんですけども、今回「関係人口」というところを、大きなポイントとさせていただきたいと思っております。市民という言葉だけでいくと犬山市に住んでいる方というふうな形になってしまいますけれども、その中には団体に活動される方、団体グループの方というの、市民という形になっております。訪問者の中にも観光客、市に来る方というような言葉になると思うんですけども、市に来ていただいた中でもやっていっていただくことというのは皆さん同じような取り組みもちろん基本的にはごみを捨てないだとか、ということにはなってくると思いますので今回は「市民」という中に盛り込ませていただいております。</p>
委員	<p>先ほど言ったけども、「訪問」という言葉は人を訪ねるという意味。だから、適切じゃないんじゃないかな。ただ、私が今、どういう言葉がいいかと言われるとちょっと出ないけども、ただそれが訪問者を含むと書くと、勘違いされないかなという気がした。そういう意味です。</p>
事務局	<p>すいません。訪問という言葉については、おっしゃる通りだというふうに感じております。犬山市に来ていただける人を、やはりこういった環境基本計画、市民の方が頑張っていることを協力してやっていただこうということ</p>

	<p>で、来ていただける人という意味合いでこの言葉を使っておりますので、もうちょっと研究させていただいて、この言葉については再考させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>わかるようにしてください。</p>
委員	<p>訪問者、観光客、2つ3つ並べたらどうですか。訪問っていうのは別にどっかの家庭を訪問するというだけじゃなくて、いらしてくださる方は訪問っていうことも含まれると私は思うんですけども。</p>
委員	<p>普通、犬山城を訪問するとは言わないと思う。施設とかそういうものに対してね。言ったんです。大きい意味で物理的な勘違いする人がいないかということです。いかんと言っとる訳ではないです。</p>
会長	<p>よろしいですか。言葉の定義はさまざまあるかと思いますが、市民という意味合いは、単に住人というだけではないんですね。住んでいる住民、それは一般的で、訪問者に対してどうかっていうのは、具体的な問題について、観光客に対してどういうことを要望するかということを考えてく必要があると思います。委員 よろしいですか。 他にご意見があれば。</p>
委員	<p>とても内容として、数値や、またマネジメント等も具体化してきてとてもわかりやすいと思っています。それで今のところで、私もその訪問者というところで、実際にその、先ほどの定義、市民の定義というところについては、この5ページのところに、市民は何を指すよ、というところを具体的に書かれるという意味合いなんでしょうか。それと、市民に関係人口や、また、先ほどの来訪者でありますか、観光客の方々、が入るんであればそれを目標とするような、その方々に、いかにそういった実際の取り組みをしてもらってるか、その評価っていうのはどういうふうやっていくのか、がちょっと読み取れなかったんですか。</p>
事務局	<p>委員のご意見についてお答えいたします。市民の定義に関しまして、5ページに具体的などいう人が含まれるという記述がありませんので、ちょっと今回のご意見を元に表記の方を検討したい、どういった方が含まれるのかということで、検討していきます。3ページに「市民」がどういった方か、ということで市民団体、NPO、訪問者を含むということで、一番下の欄には、記載をしておりますけれども、こちらを5ページにわかりやすい形で明記していきたいと思っております。あと、評価の方法なんですけれども、こちら市民の取り組みの評価っていうのが、今のところ考えておりますのがアンケートという形にはなってしまう。こちら、観光客の方、一</p>

	<p>時的に来られる方になかなか満足度とか2029年のタイミングで部分的に意見を聞くというのは正直難しいかなと考えておりますので、評価方法としては市民の方ということで、今回行ったアンケートと同じような形を予定しております。以上です。</p>
委員	<p>すいません、そうするとアンケートを実際にその関係人口の方にとられるということですか。無作為かもしれないですけど。</p>
事務局	<p>はい。昨年度行いましたアンケートは、無作為での抽出ということで、市民の方、それから事業者の方という形になっておりますので、一時的な来犬者の方は、こちらの数値には反映はないという形になっております。</p>
会長	<p>私に関わっている自然保護とか、生物関係の保護活動の構成員は犬山市民よりも周辺の扶桑、大口、小牧、春日井、可児、各務原が圧倒的に多いです。なぜかと聞いてみると、犬山だったら本格的な活動ができると、行政との協働関係ができていいるから、とそういう表現をしているんですが、まあ誉め言葉として受け止めておりますけれども、そういうこともあるので、訪問者という感覚はないので、一般市民と同じで。それを、義務を果たしてもらえばいいと、そう思っていますのでよいと見ていますが。</p> <p>他にご意見があれば。</p>
委員	<p>すいません。先回の事務局につきましても、いくつか修正案の方を出させていただきまして、それを元には修正の方をしていただきありがとうございます。今回の原案でも、疑問点が生じたわけですが、時間の関係もありますのでまた後程、事務局に個別にお聞きしますが、ここではどうしても確認しておきたいこと5点お聞きをしたいと思います。ただ、時間も限られていますので、回答についてもできる範囲でいうところで結構かなと思います。</p> <p>まず1点目これ全般に入ってくるかどうかわかりませんがそれぞれの施策で担当部署というのが、書いてございます。先回の事務局案で、この部分でここには担当部署が書いてあるんですが、実際の実施主体かどうかということが、不明確なのでそれが明らかにするような形で採用したらどうかという修正を出させていただきました。それについては全然変わってないということで、それについての質問ということになります。特に担当部署として環境課になっている施策が当然、多くございます。ただ、現在もそうなんですけど、担当といっても窓口になっているだけで、実際の施策をするところが事業者、であるということがたくさんあるのではないかなと思います。例えば49ページの、今後の目標達成に向けた取り組みの1-1、動植物の保全、これ当然、担当部署は環境課になっていますし、51ページの1-8から1-12、生物多様性の保全それから、事業者に対する指導、というふ</p>

	うに入っております。でも現在、それができない状態になってるということで、まず1例を申し上げます。突然申し訳ないのですが、校長会の高木先生、ウシモツゴという魚、ご存知でしょうか。
委員	分かりません。
委員	イリオモテヤマネコという生き物をご存知ですか。
委員	分かります。
委員	皆さん、イリオモテヤマネコとか、ジュゴンであるとか非常に希少な生物ということで知られています。で、犬山に住んでるウシモツゴという、生物も、イリオモテヤマネコやジュゴンとまったく環境省で同じレベルの絶滅危惧種。絶滅危惧1A種というものになります。ところが、小学校の先生である高木先生ですら知らないし、ほかの市民の方も今初めて聞くという方が多いのではないかと思います。愛知県下に4市町村生息地があります。岐阜県にも2か所、三重県にもあります。どこでも、それぞれの担当の行政が、積極的に保護保全活動に取り組んでいます。実は、3年前ぐらいに愛知県の環境課が、犬山市の環境課ですね、これは愛知県の非常に重要な希少種ということで、愛知県の法律で定めた条例の保護種になります。なので、愛知県の環境課から犬山市の環境課に対して、保護対策会議を早急に開いてほしい、もうずっと10年近く開いてないので、ぜひ開いて欲しいという要請が2度ないしは3度あったと聞いています。その都度、そのときの環境課長からは、犬山市環境課には、その保護対策会議を開くことができません。なぜなら会議の開催はすべてNPOの里山研に委託をしてあるので、犬山市環境課では、開くことができないという回答であったと、聞いています。この保護対策会議というのは、あらゆるこういった希少な生物の保護保全の計画であるとか、或いはいろんな対策を練るときが一番最初の重要な会議でありますので、おそらく日本全国どこでも、行政以外のところにその会議が委託されているという例は、私は聞いておりません。私は犬山市以外でもこういった希少種の保護対策委員をやっていますが、当然会議は、その市役所で行いますし、その会議は、担当課の課長以下職員も参加し、それにあと研究者である大学の教員であるとか、或いは地元の地域の区長さん、なりが参加したかなりしっかりした会議になっています。で、何が言いたいかというと、このように担当部署が環境課ということは保全行います、というふうにやっていますが、現実には、この犬山市ではもう10年ぐらいそういったウシモツゴも含めて保護対策会議は開かれていないというそういうおかしな状況です。なので、今のまま、この環境基本計画が出されたとしても、そういったところがきちんと抜本的な対策を練られない限りは、この状態が続くのではないかなというふうに、危惧をしています。この基本計画、絵に描いた餅になっ

てしまっては、いけない。なので、そういったところが具体的な今後の対策、本当にちゃんと担当部署が責任を持ってやれるのかどうかということ、を、まず1点目、お聞きをしたいと思います。

2点目で61ページのところで、2月の初めてこの審議会に出させていただいて、意見を言った時にも出てきたんですが、中島池この1番目の施策の15のところ、「市民の憩いの場として、中島池を桜の拠点として整備」というふうにあります。先ほど言った2月の審議会の場合でも、林会長より中島池は都市公園としても管理というお話が少しありましたが、この中島池一体について、犬山市として今後も都市公園としての整備をするということの良いのかどうか、ということについてお聞きをしたいと思います。前にもちょっと言ったかもしれませんが、中島池というのが国や県の税金を使って、ビオトープ型の農村整備事業の一環として、数億円かけて整備をしています。他の今井とかを含めれば十数億確かかかっていたと思います。市民向けのカラーのリーフレットも、ビオトープ型ということで、配布をされていたと思います。整備された後は地域の老人会を中心とした中島池森の会というのが中心となって、整備を現在も多分しているだろうと思います。亡くなった私の父親も、塔野地の老人会の役員をしていた時に一生懸命、計画を練ってやっていました。ただ、それとは別に、ビオトープのおそらく管理、或いは中島池の管理として、NPOの里山研のほうに確か年間80万前後だったと思いますが、犬山市から支払われて、整備をされていたかと思います。私はそれは、おそらくなぜ中島池森の会一本でなくて、里山研が入るのかということ、これビオトープとしてその管理を犬山市が里山研に委託をしているのではないかなと思っていました。実際に、もう今はおりませんが10年ぐらい前には里山研に2名学芸員担当の研究員という専門知識を持った人間が2人、常勤でおりましたので彼らに確認をしました。そしたらちゃんとビオトープとしての管理をやっています、というふうに答えていましたので、2重の管理委託を犬山市がしているのだなというふうに、考えていました。なので、もしそれが都市公園としての管理ということになったらその2重管理はおかしいですね。しかも犬山市は、以前は確かホームページでも、愛知県下最大級のビオトープということで、紹介しておったのではないかなと思いますが、今はホームページ見ても中島池ビオトープも削除されて載っていませんし、どこを調べてもありません。ひょっとしてビオトープを壊したので、犬山市自身が壊してしまったのもう、ちょっとこれまづいなってことで、やめたのかどうか私は全然わかりませんが、私が知りたいのは、もし都市公園としてやっていくのならいくんでいいんですが、市民にちゃんとビオトープということで、10数年前に紹介してやった以上、ちゃんと市民の了解を得た上で、変えていくべきではないかなということも思いますし、いつ、どの時点で、ビオトープとしての管理から都市公園としての管理に移り変わったのかというその経緯をちょっと教えていただかないとこの桜の拠点としての整備というところはちょっと納得ができないなというふうに思い

ました。

3点目です。80ページ81ページのところで先ほど事務局からの説明でちょっと言及していたのではないかなと思いますが、環境ボランティアの育成と活用のところですか。私はエコアップリーダーの第1期生なんですけどもう随分昔になります。もうこの十数年の間に、エコアップリーダーをはじめとする環境保全意識の高い市民ボランティアを数百人育成されているのではないかなというふうに思います。修正案で書かせていただいたのは、現在の問題点がこの数多く育成してきた人材が、あまり活かされていないのではないかなという、そういう修正。なので、市の方でもっと組織化をして活用すべきではないかということをお出しをいたしました。先ほどちょっと事務局のお話は、分かったので実際にこの原案の方には、エコアップリーダーという、言葉ありませんし、組織化というのちょっとよく見当たらなかったの、はっきりわからないんですが、もっと有効活用すべきではないかなと、やっぱりそのために組織化することが大切なのではないかなというふうに思います。なので、お聞きしたいのは、現在も埋もれた多くの人材がいます。それを組織化をして、活用することを本当にきちんと考えているのかどうか。もし考えていないとしたら何のために毎年お金をかけて、ボランティアを育成しているのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

4点目です。これも私修正案に書かせていただいたんですが、84、85、86ページのところで、協働プロジェクトということで、この市民懇談会というのが、非常に重要な役割を果たすかのように、書いてあります。実は私自身、第1回、第2回の市民懇談会に参加をしました。参加したところが、どうでしょう、8割から9割ぐらいが60代から70代の市民、しかも話をしてみると多くの方がいくつかのグループに属されている方が、仲間同士で参加されている方が大変多かったなという感じがしました。なので、年齢はもちろんなんですけど、興味を持つ分野に非常に偏りがあるというふうに、感じまして、ここで議論されたことがあたかも市民全体の意思として伝わっていくということに、大変危惧を感じました。だから本当は、募集する際にも少なくとも生活環境と自然環境ぐらいの大きな枠ぐらいは、必要ではないかなと、それで、もっと細かいところまでに人数を調整したりとか、することもやはり必要なかなと。私自身は参加してないんですが現行の基本計画の際には犬山市環境市民会議というのが組織をされて、これ4分科会に分かれてかなり細かいところまで、論議をされたという記録が残っています。なので、少なくとももう少し細かいところできちんと意見が出し合える、事業者の方もどの方が事業者なのか全然わかりませんので、その辺の割合も考えながら、例えばちゃんとしたこの懇談会を組織していく、春日井には、ちょっと私もよくわかりませんが、春日井環境まちづくりパートナーシップ会議というのがあってそこには市民だけではなく事業者やいろいろ含めて、市の環境について論議している、というふうに聞いてます。なので、お

聞きしたいのは今回のこの市民懇談会では、本当にそれで今後、この大事な協働プロジェクトの役割として、メンバーとして入っていったいいのか、それとも新たに組織化をするつもりなのかという、点について、教えていただきたいと思います。

最後に、90ページ91ページのところで、先回の事務局案では、入ってなかったものなのですが、教えてください。91ページのところで、先回の事務局案になかったところです。自然環境私達にできること今後の展開イメージというところで、みんなで生き物調査を行って、生き物調査ハンドブックを作って将来的には犬山の生き物図鑑を作りましょう、ということが、具体的な流れとして書いてあります。とっても面白い活動だなというふうに思いました。名古屋市でも、生き物一斉調査っていうのをずっと10数年やっています。ただ、名古屋の生き物一斉調査というのは、事前に専門家がきちんと名古屋市内全区域をほぼくまなく、調査をした上で、その調査結果をもとに、それぞれの地点、各区で、生き物一斉調査をしてやっています。つまり、生き物一斉調査の目的というのは、市民への啓蒙活動です。それともう一つあるとすればその一斉調査で、専門家から学んだことを自分の住む地域に持って帰ってそこで自分で調査を試みようとする調査結果を専門家がきちんと調査したと言っても、抜けがいっぱいありますので、そういったところを市民で補充するという、程度のものではないかなと思うんです。で、お聞きしたいのは事務局の方ではこの生き物調査これを、専門家による、生物の基礎調査を行った上で、その結果を、調査結果を基にして、行うような生き物調査であるのか、もう市民の調査を最初から調査だよって、生き物調査だよ、これやったら、もう生き物調査終わりだよ、最終的に犬山の生き物図鑑を作れたら、もうこれで終わりですよというふうに、してしまう予定なのか、その辺のところをお聞かせ願いたい。はっきり言えば、もし専門家による調査結果をもとにせずに、生き物調査ハンドブックは別として、犬山の生き物図鑑を作るとは、100%不可能です。ザルで水をすくうようなものだということを、最初に言っておきたいと思います。なぜなら一般市民は興味を持つものが非常に限られているからです。目で見える野鳥とか、花の咲く野草、それからきれいな蝶々そういったものは、たくさん愛好家があります。でも、蛾であるとか花の咲かないシダやコケ、蜘蛛、こういったものが誰も市民で、自分で率先して調べようとする人なんかいません。なので専門家の調査が必要なんです。その辺のところをきちっと踏まえた上での、ここに書いてある今後の展開イメージであるのかどうかということ、教えていただきたいというふうに思います。あと先ほど言いました細かいところもたくさん気になることはありますが、これは事務局に、個別にまた機会を設けて、お聞きをしますんで、今言った5点について、わかる範囲で結構です。回答をいただきたいと思います。

事務局	はい。たくさんご質問いただきまして、聞き漏らしたところもあるかもし
-----	-----------------------------------

れませんが、一通り五点、お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、かなり個別具体的なことでご質問いただいておりますが、49ページの「里山をはじめ、森林に生息・生育に関する保全を行います。環境課」とありますけれども、行政主体で実施するというので、環境課といったことで、記載しております。過去、記録資料等をお持ちしておりませんが、NPOがやらないから市はやらないといったことは、今現在考えておりません。市が主体であって、必要なものについては、専門家、またNPOの意見を聞きながらやると、実施主体は市というふうに考えております。

2点目、61ページ。中島池のビオトープっていうのは、ご指摘の通り、農耕整備事業でビオトープとして整備されており、都市公園ではありません。ですから、今後の、その趣旨に基づいた整備を行って参りますし、現在、管理の委託というのは、所管は土木管理課がしておりますが、管理の委託ではなくて確か、草刈の委託だとか、そういった部分的な委託をだしており、管理委託というのは出してはいないはずで。今後も、管理担当課が主体となって整備趣旨に沿った内容でこれからも実施していくと、また、今現在、地元の方にもお話をしまして、地元の皆さんの手で、国の補助金等を使いながら、散策路の整備とかといったことを考えております。重ねて申し上げますが、都市公園ではありません。

それから、3点目、エコアップリーダーについてなんですけれども、市の方として再度組織化ということで、ご意見いただいたんですけれども、こちらの方、現在、そういった考えはございません。今、エコアップリーダーをやってみえた方の知恵とかを拝借させていただきまして、里山学センターを拠点として、必要な体制で構築していきたいその一つとして、組織化ということのものができかどうかっていうのはありますけれども、そこで、皆さんと意見交換をしていきたいというふうに思っております。

4点目の協働プロジェクト、こちらの方は、広く、ホームページ、それから広報等によって呼びかけをして、有志として皆さんに集まっていた方で、こちらから恣意的に集めた方ではございませんので、その集まられている方がたまたまお時間があつたといったことで、そういった方が多かつた。今後、またいろんな世代年代が参加できるような時間設定等を考えて、同じように公募で実施していく考えです。

それから、5点目、生き物図鑑、計画にも書いてあるとおり「私たちができること」という趣旨としております。ご意見いただいたような専門家がきちっと監修した学術的な生き物図鑑というものは、今のところ考えておりません。皆さん市民で、手づくりでできること、皆さん気になる虫や動物などをさらに調べてもらって、それで、図鑑みたいなものを作ってく。まずはそこから自然に親しみを持ってもらおうといったことを考えておりますので、事前に専門家で網羅的な調査を実施した上でやるといったことは、今現在、考えておりません。

いずれにいたしましても、ご質問いただいたものすべて個別具体のことになっております。あくまでも環境基本計画といったところで、大きな方針等を定めさせていただいておりますので、そういったことについて個別具体のことについては、こちらの方で基本計画で網羅的に記載することはできないというお答えです。

委員

お答えをありがとうございました。もう1回確認です。

最初の質問1のところ、きちんと責任を持って、環境課が保全対策を行う、すなわち、ここにあるように、49ページ1-1のように、保全を行います、ということはすなわち保全のための保護対策会議を今後はきちんと開くということによろしいかどうか。3年前から、愛知県の環境課は開くように指導はできませんので、要請という形でしております。これはちゃんと開かれるということによいか、どうか。

それから、2点目、都市公園ではない、と先回の林会長の意見とちょっと異なっていますが、都市公園ではない、ということです。ということはビオトープとしての管理というのがどのようにしているのか、どこがしているのか、ということをお教えいただきたい。しかもビオトープ型のまだこの中島池が公園ではないんですかね、ビオトープということであればなぜ桜の拠点として、整備する必要があるのかということについて教えていただきたいと思います。

3点目も、エコアップリーダー、過去のエコアップリーダーや環境委員かわかりませんが、何百名もいるが組織化する考えはないということで、では今まで養成してきた人間、なんかちょっと無駄ではないかなというところがあるのかなのかという、確かに意見交換をしていきたいということなんです。どういうふうに、そういう埋もれている方々に声をかけて、そして意見をお聞きするのか。少なくとも、私はそういった機会がこれまでこの10年以上エコアップリーダーの卒業生ですが、連絡も何もありませんでした。その辺のところをちゃんと環境課がそういったメンバーについて把握をして意見交換ができるようなそういう状態であるのかどうか、ということも含めてお聞きをしたいと思います。

4点目についても確かに公募でやった有志ですので、それ以上でもそれ以下でもありませんが、ただ私が単純に、非常に高齢の方が多く、しかも一部のグループの方が多かったので、今のままの状態、いいのかどうかという、それだけの意見です。

それから最後については、私自身言いたかったのは別に、専門的な内容の犬山の生き物図鑑を作らしましょう、ということは一切考えていません。思ったのは、50ページでしたかね、50ページの「施策4」のところ、希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査を行い、というのがあるものですから、これと一緒にしているのではないかとちょっと危惧があったので確認をしました。なのでちゃんときちんと専門家による生物の基礎調

	<p>査が行われるのであれば先ほど言ったように、とても面白い取り組みなので啓蒙活動として行うにはとっても面白いので、ぜひ、こういったものに協力をしたいなというふうに思ったまでのことです。その辺のところ、ちゃんとした専門家による生物調査をちゃんと別に行った上での市民によるみんなで生き物調査であるかどうかということをご確認をさせていただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>行政の方からお答えできる点を事務局の方からお答えさせていただきます。</p> <p>まず、1点目のウシモツゴの関係なんですけども、県のレッドデータリストですかね、当然県の方も主管している県が主催する会議が開催されれば、そちらに参加したいというふうに思います。</p> <p>それから二つ目のビオトープはどこが管理してるか、ということなんですけれども、これは先ほど少しお話ししました、部署で言うと土木管理課がため池の一つ、一部として、管理をしております。当然、ビオトープとして整備がされてますので、それに見合った管理がされていると考えます。現在、桜の木が数本植わっておりまして、過去に議会でも桜の拠点整備っていうことも話がありましたので、やはりロケーションもよくて環境もいい中島池の桜が増えれる場所、どこでもかしこではなくて、桜を植えて、適当なところに桜を植え、拠点にしていこうということで記載しております。</p> <p>それからエコアップリーダーの件なんですけども、これは里山学センターが拠点となるということをはっきり基本計画で明記をしておりますので、それから里山学センターを拠点として、そういったエコアップリーダーに限らず、様々な環境に携わった方に幅広く声をかけるようにしていきたいと考えております。</p> <p>それから、5点目の生き物図鑑の件なんですけども、希少動物のことを先ほどお答えしたように網羅的に全部調査するというのは非常にコストの面からも難しいところがありますので、今現在そういったことは考えておりません。現在、例えば、ネコギギですとか、それから、マメナシですか、そういったものについては、環境の専門家等を交えまして、調査というのを少しずつ実施しているところでもありますので、そういったところも順次、調査の方はしていきたいというふうに思っておりますが、市民がやっていただく生き物調査とは完全にリンクするものではない、一部リンクすることがありますけれども、完全に下調べをして専門家がいたうえで、市民の方がやるというふうな仕立てではない、というふうに考えております。</p>
委員	<p>1点目なんですけど、私の質問の仕方が悪かったのかどうかちょっとわかりませんが、県が開く会議に出席をしてない、ということではありません。県が開くウシモツゴ対策協議会というのが何年かに一度開かれるのですが、これには犬山市も参加をしています。ただ、それぞれの市で保護対策会議を開</p>

いていないのが5市町村、実際は1市町村は水族館での繁殖だけですので、4市町村ですけども、市で、行政で、保護対策会議を開いていないのは先ほども言ったように犬山市だけです。他は年に数回開いています。それをきちんと開くべきというのが、私の最初の意見でした。つまり環境課が、うちはちゃんと開きますよ、年に2回、こことここで専門の研究者、或いは地域のいろんな方をきちと呼んで、招へいしてやりますよ、とそこで初めて保全保護の計画を立てて、保全活動に市民も巻き込んでやりますよ。或いは、ほとんどの方が知らないわけですよ。他の市ではそれぞれのもので、豊田市で言えば、市の保護種としてきちんと市民にアピールをされている。岐阜の美濃や関も同様です。地域の方が保全活動に取り組んでいると。そして、アクアトトなんかに行くと、大きく目玉として、岐阜県の希少種の目玉として紹介され、碧南の水族館も同様です。いろんなところで、市民にも広報されていて、市民から見るとこんな素晴らしい生物がこの地域に住んでいるんだ、じゃあみんなで協力して守っていかないといけないなあ、という気持ちが出てくるわけです。ですからそれに関連すると最後の5点目のところで、専門家による調査は考えていないというのがはっきり事務局の課長さんからお話がありましたが、とんでもないことじゃないんですか。これまでに市が把握してなかったからといって、どんなに絶滅危惧種が犬山市内から消えていくのでしょうか。前も言いましたが中島池のビオトープを壊すのに1000万円使ったんだったら、専門家による調査なんか何回でもできますよ。2、3年はできます。100万でも多分1年ぐらいならできると思います。そういう中で、きちんと市内にどういう絶滅危惧種が生息してるかというのを環境課が把握した上で、他の例えば土木とかいろんなところと連携をとって、こういう工事、或いはこういう開発があった時には、こういう希少種がここにはいるので、きちんと保全をしていきましょう、ということで、ここで、また保全の対策会議を開いて、きちんと対策を練っていくのが本来の姿ではないでしょうか。だから言ってることが保全をします、だけど調査しませんよ、じゃあ調査しなかったら希少種がどこにいるか知っている人間なんてごくわずかですから、次々と消えていく訳ですよ。一般の市民が知らない中で次々と消えていく、こういう現実に対して何らかの対策をとりましょう、というのが昨今の環境に対する大きな課題なのではないですか、生物多様性保全というのは。その辺のところはもう1回きちんと考えるべきだと思うし、そのためにこの環境審議会がありますので、私がこの委員に公募でなった理由というのは、この環境審議会が形骸化しているのではないかというそういう声も聞きましたし、私自身も思ったからです。実際に、これで紙上も含めて3回目になりますが、この、基本計画以外の案が一切出てきませんね。で私が考えたのは、

会長	ちょっと待ってください。ここで環境審議会は形骸化してる、その批判は撤回してください。私はずっと議長をやってますけれども、形骸化させたこ
----	---

	<p>とは一切ありません。どういうことに基づいて、どういう根拠に基づいてその議論をされるのか今ここで言わなくてもいいんで、別途お聞きしてもいいと思います。長年委員をやられてる方もいらっしゃいます。行政に対しても、市長に対しても、きちんと言うべきことは言ってきております。何ををもって形骸化してると言われるのか、それをはっきりさせない限り私はあなたに謝罪を求めます。</p>
委員	<p>貴重な時間ですので、</p>
会長	<p>貴重な時間なら余分なことを言わないように。</p>
委員	<p>先ほど言ってるように、保護対策会議を開かれないうまま、</p>
会長	<p>ちょっと待ってください。言われたことは全部私に関わっております。詳しいことは、事実誤認、事実未確認。現実にはどうかということが行われるかということはまったく把握されていないと思います。ウシモツゴもそうですし、中島池で草取りだけではなくて、やれることをやっている。現場に来られたことはない。今ここにこられる市民は、もともと参加されております。エコアップリーダーの件も、何度も何度も協議を重ねて、それで田中市長の時代に新たな組織として発足した。アメニティ協会の公益事業からお金を出せない、そういう経緯をご存知かどうか、1期生の方は、主力としていまだに活動されています。里山学センターで活動する主力は、ほとんどエコアップリーダー養成講座修了生です。</p>
委員	<p>会長 議事の進行で意見があります。本題からそれ過ぎている。</p>
会長	<p>ご質問の件は別途、場所を変えて議論すればいいと思いますのでここで打ち切ります。あくまで、今日は環境基本計画の素案について議論していただきたい。行政批判は別途やっていただきたいと思ひますし、市民活動に対する批判は個別の問題なので、ちょっと本筋に戻っていただきたいと、そういう思ひます。よろしいですか。</p>
委員	<p>委員のご指摘も理解できるところが非常にあるものですから、議題の設定で以前、疑義を申し上げたこともあります。ですから、また別の機会に必ず今のご指摘に対しては、議題として取り上げるという約束をしていただいで、議事の進行をしていただければと。</p>
会長	<p>私に関係することは、直接来ていただければ、私も生物の専門家ですので、いい加減なことはしておりません。お答いたします。そういうことで、そのことについては、別の機会に皆さんにお伝えするということがで</p>

	しょうか。
委員	私もそう思います。委員同席の場で私もやるべきだと思いますので、今のご意見、私はその通りだと、次回の審議会で、ぜひこの環境基本計画の検討が終わった後、そういったものを議題として、出していただけると大変ありがたいと思いますので、事務局の方、よろしくお願いします。
会長	私からも申し入れをしておきます。ただし議論するには、個別の問題に対してきちんと、自らもデータを集めていただきたい、情報を集めていただきたい、そう思います。こちらから提供する情報だけでは納得されないのであれば、自分でもそうやっていただければありがたい。それだけ申し伝えておきます。この件はこれで打ち切ります。他にご意見ありましたらよろしくお願いします。
委員	環境基本計画のそもそも論から質問ですけど、素案の2ページ3ページに、環境基本計画の位置づけがありまして、これは3ページを見ると犬山市の環境分野の最上位計画であると、この計画を定めて、個々の計画に活かすと。さかのぼると環境計画の最上位であり、それにつきましては、犬山市環境基本条例の理念に基づくものとあります。これにつきましては2ページに、環境基本条例の3条の理念の記載がありまして、ここに(1)(2)(3)とあり、(1)が自然環境問題、(2)が資源とか循環型社会の問題、(3)が歴史的文化的遺産の保存と活用に関する問題、とあります。これ環境課が中心にされてますので、他の課が関わることについて関わりづらいことがあると思いますけども、それに基づいて先ほど、景観の質疑がありましたけれども、景観につきましては、34ページのもので、都市計画課と協議をしたうえで環境基本計画に取組むわけですけども、この環境基本条例の基本理念においても、自然環境の問題とか、循環型、資源の問題は記載がありますけれども、3番目の歴史的文化的保存の活用等は、素案に含まれてないなと思ってまので、この34ページまで戻りますけれども、目標とする環境像につきましては、この始めのところに第1行目に犬山城とあって、歴史的文化的遺産に恵まれた地域だと述べておりますけども、それがどれだけこの素案に活かされてるか、次の36ページを開いてみますと、やはりここにおいても、里山の問題・自然の保護、循環型とありますが、環境基本条例の三条に挙げられてる理念のうち、歴史的文化的遺産についてなかなかフォローが薄いのかなと思いますので、これはやっぱり市の中において、どの課が担当するか、環境課、都市計画課、歴史まちづくり課、それとも観光課と、課が絡み合っていてどのように調整するかが問題であると思いますけど、この計画の位置づけ自体が、市の最上位の計画であるので、環境課がやれるべきことに限界があると思います。この基本条例に書かれた理念について、この計画に汲み取って、それをもとに、先ほどの景観について、都市計画課と調整した上でこれ

	<p>から素案に組み込むという、これについて、34ページに加えるだけでなく、より幅広く、例えば、今から時間が間に合うかどうかはありますが、より広く活かしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。景観に関しましては、今のご意見の通り都市計画課、歴史まちづくり課、観光課と幅広く関連してくるかと思います。計画の34ページのところで、ご指摘の通り歴史文化遺産とかそういった部分にも触れております。今後、それぞれの他課の計画もありますので、そういったところ重複しないような形で、記載というのは短い時間ではありますけれども検討していきたいと思いますので、ご意見ありがとうございます。</p>
会長	<p>私は文化財保護審議会の委員もやっていますけれども、あちらでは風致計画で里山のことが出ていたり、こちらでは風致のことが抜けているということがあるので、行政のほうで整理していただければと思います。</p> <p>ほかにご意見ありましたら、どうぞ。</p>
委員	<p>まず、5ページのところで「市」、「事業者」、「市民」のそれぞれの役割がありますが、事業者の一つ目で「活動によって生じる環境への負荷を減らし、公害の防止を図る」、とありますが、これはこれでいいのかもしれませんが、公害の防止というのは意味が狭くなる気がする。その下に環境保全と書いてありますので少し意味を広げて、例えば、「環境影響の防止軽減を図る」というような意味を広げたほうがよいと思います。</p> <p>二つ目はですね、59ページの事業者の取り組みで、まさに公害と言われるものの防止に努めます、とありますが、水質汚濁が抜けてるような気がします。下に排水基準を遵守します、というのがありますがけれども。水質汚濁がぬけてる。</p> <p>それから、最後の光の害というのはあんまりこれ聞き慣れないんですが、これなんですか。日照障害のことですか。何を光の害というのは意味してるんでしょうか。あんまり聞き慣れない言葉なので。</p> <p>三つ目はですね、63ページで、気候変動適応策の推進とありますが、今年の球磨川流域、それから、去年の千曲川とか、それから、関東、東北での水害も考えると、この気候変動に対応する適応策っていうのは待ったなしだと思う。63ページの下の方のハザードマップの話ですが、これから単に「防災意識の高揚を図る」だけではなくて、「高揚と避難行動への活用」というのをぜひいれていただきたい。</p> <p>それからさらにですね、次のページの3-23のところで、「気候変動に関する施策の実施について検討します」、もう検討してたのでは間に合わない。ぜひ推進して欲しい、というふうに思います。特にここだけじゃないんですけど、この後の最後の何々「します」が、「努めます」とか「行います」とか「図ります」とか、「実施します」とか、いろいろな書き方がし</p>

	<p>てありますが、この辺はどのような基準でもってですね、どのような考え方でこういった表現にしたのかってということもぜひ聞かせたい。少なくとも気候変動適応に関して、地域の防災力、減災力を高めるということは、待ったなしではないかというふうに思いますので、検討しますという段階ではない。</p>
事務局	<p>委員のご意見にお答えさせていただきます。</p> <p>5ページの事業者の取り組みということで、公害の防止を図る、という表現よりは影響の防止ということで、こちらの方は参考にさせていただきたいと思います。それから59ページの取組のところ、水質のところ、水質の表記がないというところで、こちらの方も水質汚濁に関して、表記の漏れがありましたので、再度見直したいと思っております。また、光害がどういったものかということなんですけども、こちらは、開発等の指導の中で農地の近くだとかで、そういったところで何か建物を建てたりとか、事業を行う場合には光によって農作物とかに影響が出るという場合がありますので、そういったことに関しては、特に基準だとか規制があるわけではないんですけども、害がないように対策をとということで、市の方からは周知をしておりますので、そういった内容です。</p>
委員	日照障害。
事務局	<p>ではなくて、照明ですね、照明による農作物への被害ですね。こちらは説明が不足をしておりますので、説明書き等で対応していきたいと思っております。それから63ページ、こちら避難行動への活用ということで、こちらの方も担当課と確認とりまして表記の修正を検討して参ります。</p> <p>あとですね取り組みの中でのちょっと語尾の方ですね、こちらの方はご指摘の通り、ちょっと統一感がないというところがありますので、こちらの方も改めて修正のほう、また検討して参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>いや、別に修正していただかなくてもいいんですけど。「努めます」とか「検討します」とか「実施します」とか「推進します」とっていうのは、それぞれ意味が違うはずなんです。だから、その辺がきちっとこうその語尾のところを意識して書いておられるのかどうか。「努めます」ばかりじゃないからいいんですけど。</p>
委員	<p>「行います」には予算がついていたり、それから、「努めます」というのはこれから予算をつけよというやつ、「検討する」とっていうのはちょっと遠いような感じで、しっかり言わんとやっぱり言われるように、こういうのは市民に出しても分かりにくいよ、私もそう思う。しっかり予算化してるも</p>

	<p>の、これから予算あげるもの、予算も上げてない、検討しかできないもの、この区別を行政さんこういう言葉多いな、国も県も皆そうです。あやふやにしたい。あやふやにしたいという意味ではないんです。わからない部分がある。</p>
事務局	<p>こちらの方で、また各課にも再度確認を取って参ります。こちらとしては、今のお話で予算の関係もあたりということもありますので、再度確認とって参ります。</p>
委員	<p>そんなに大きな問題じゃないんですが、全体およそ100ページにわたるものでそんなに細かく読めてないんですが、先ほどから出ている目標達成に向けた取り組みという中で、具体策のこれは基本計画なのでここからおりていくものだと思っています。ところが、第4章の施策ですね、施策の指標となるものというのは、具体的な数字になるのかな、という最終的な評価がここで決まるのかな、中間もそうですけど、と思うんですが、ちょっとわかりにくいのがあるんです。例えば63ページの、「施策指標の17番、熱中症に対する啓発活動の実施回数」とあるんですが、2019年度は6回、2025年度が8回、2030年度は10回とあるんですが、これ単年度ですか、それとも累積ですか、5年間の数字ですか。ちょっとその辺がよくわかりません。それと、「施策17 健康被害対策の推進」が熱中症だけになってますが、本当に熱中症だけでいいんですか。あと、小さいことなんですが、この取り組みの3-17が、62ページの3-17と重複してますので修正してください。それだけです。</p>
事務局	<p>委員のご質問にお答えさせていただきます。まず63ページの指標、熱中症に関する啓発活動の実施回数ということで、各年度ごとの実施回数とさせていただきます。この6回というのが、具体的に何かと申しますと、健康推進課での取り組みになりますけれども、ホームページの掲載、市の広報の特集での掲載、またアプリ、「てくてく」という市の健康推進課の健康づくりのアプリがあります。そちらの方でも、熱中症に対する啓発を行ってまして、それぞれの取り組みを1回とカウントさせていただきます。熱中症の指標というところで、その年々により気候によって啓発回数を増やさないといけないとか、啓発のやり方というものを考えていけない部分がありますので、こちらは、今後毎年何か形を変えながら新たな周知の仕方を検討していくということで、健康推進課とも打ち合わせを進めております。</p>
委員	<p>単年度でいいですね。単年度にこれだけやるんだよということ。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>

会長	ほかに何かございましたら、はい、どうぞ。
委員	<p>かなり詰めた形で、環境課の事務の方が作られているんですけども、それでいろいろ質問がありますが、その中でちょっと特に気になった点だけ先に話させてもらいます。</p> <p>27ページ、課題ですね。方向性についての課題ですね、循環型とか、環境型とか、炭素型とかいろいろあるんですけども、委員の中に各関連施設の関係者の方もいらっしゃるんですけども、この人たちの意見がなんか今まで出てきてないような気がして仕方がないんですけども、意見があったのでしょうか、ないのでしょうか。逆に、意見がないのが不思議ではないんですけども、それで、質問したいんですが、時間の関係上長くなりますので、後から環境課を通して質問したい人はですね、犬山市議会の方に質問、あと犬山消費者団体協議会の方に質問、犬山市農業委員会の方にも質問、犬山工場公園工業会の方にも質問、犬山市町会長会連合会の方にも質問、愛北衛生同業組合の方にも質問、犬山市商工会議所の方にも質問、岐阜大学名誉教授林先生に質問、あと、環境省認定環境カウンセラーの方にも質問、弁護士の方にも質問、犬山市小・中学校校長会の方にもちょっと質問があります。課題について、意見があったかどうか、あればちょっと聞きたいんですけども、私の質問はちょっと個別で、皆さんにちょっと提供させていただく形でやらせていただきたいと思いますので協力していただきたいと思います。どういったものかっていうのがわからないと思いますので、まず環境カウンセラーの方にちょっと聞きたいんですけども、COPで、京都議定書とか、いろいろ各2年か、5年ですかね、やられると思うんですけども、報告が確か10年で作る、5年で中間発表するっていう形をお話もありましたけれども、COPも確か何年かおきに開催されてますので、そこで内容が変わるかどうかについてですね、また影響あるかどうかもちょっと、まず一つとしてですねそういう内容で他の方にもちょっと聞きたい内容なんですけれども、簡単に、すいませんがそういう状況ですね、まだ見えないと思いますけれども、ちょっと教えていただければと思います。お願いします。</p>
委員	<p>最終的にこれ決まってはいいんですけどね。定期的に、例えば、今までですと5年とか10年とか、そういう間隔でもって報告をだしてます。それから愛知県は愛知県独自で、例えば、特に地球温暖化の関係で報告書なんかをだしてます。それに、愛知県が出したものに合わせて、犬山市がその中の項目をそれぞれピックアップして対応している、というのが現状です。愛知県や名古屋市からいろいろ聞いてるんですけど、これからどんどん中身は、やっぱり変わってくると思います。今、温度が上昇しつつあるというような報告もできますけど、今は非常に極端に上がってるので、それが災害に繋がってるだというような方向性が非常に強いんです。そこら辺が今後出てくる</p>

	<p>と思います。新聞やメディアでは、やっぱり災害、地球温暖化により海面温度が上がって、それによって、災害がこれからも多くなりますよと、というような話が出ています。そこらへんも、ちょっとメインになるんじゃないかなというふうに思います。それから、もう一つは、例えば、ここ百年見ると2度ぐらい上がってる。そこら辺の犬山のデータが、昔温暖化部会っていうのを作っていろいろ調べたんですけどそういうデータが犬山に残っていないんです。ですから犬山の過去百年前と今とどのぐらいの温度があがったのか、それから、前に温暖化部会を作ったときに各課に温暖化の推進委員を作ったんですけどはっきり言って活用はありません。愛知県や国が出すような温暖化対策とか、温暖化の方針とか、そういうのをデータ化を進めていくというのが必要だとも思います。答えになっているか分かりませんが、私も勉強して返事できるようにしたいと思ってます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。すいません、今、環境カウンセラーの方からご意見いただきましたので、委員として、環境課と環境カウンセラーの方とですね、この策定も含めてなんですけれども、日常的に意見交換とか、そういう場を作っていただいて、基本計画の策定もそうなんですけれども、それ以外に関してもちょっと知識の交換とか、いろいろ密にお願いしたいなど。せっかくこういう環境省認定っていうことで、仕事の内容が、計画の実施、地域環境の保全活動を作られる方、また企業とか学校におけるそういう策定も作られるという仕事だと存じてますんで、それをまた生かして、我々も知識が少ないので、ぜひこの場でですね、いろいろと教えていただければと思います。ありがとうございます。あと一つですね、ちょっと一分だけ、先ほど63ページ、「各種ハザードマップの周知に努めて市民の防災意識の高揚を図ります」ということでご意見いただいた方ですけども、防災交通で確かこの前、市民のパブリックコメントを公募してたんですけども、個人的で申し訳ないんですけど、これに意見を出されたかどうかっていうことを教えていただければと思います。お願いします。すいません。</p>
<p>委員</p>	<p>もし私の考え方違ってたら申し訳ないんですが、今日のこの議題はですね、この基本計画についてどんなふうに考えるかと、不足があれば、その点を皆で意見を言い、その点について補足していただくとか、修正していただくとかいう場だと思うんですよ。関わらず、個々のことをどうのこうのと言われたって、それが今日の議題とは私は全然違うと思うんですよ。この今日の基本はこの基本計画の、このたたき台を皆さんがどのようにお考えなのかということだと思うんですよ。先ほどの、委員は、いろいろ博識で物事をよくご存知だろうということは承知しますけれども、今日のこの会議の内容と考えると違うんじゃないかなという違和感を覚えるんですが、いかがなものでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>ここで議論を、纏めておきたいと思います。本日の議題は、前もって配布されておりました第二次犬山市環境基本計画(素案)に加えて以前からの会議を踏まえ書類決済を踏まえ環境課の方でまとめられた素案個々の文言に対する修正、出されたご意見は十分採用できるというのは、全部記録されておりますので、修正ないしは加筆していただく、そういうふうでよろしいですね。で、私も50年間いわゆる環境に関わってやってきております。50年間、どれだけ環境に対して変化してきたかということに身に染みておりますので基本計画は大まかでいい、あとは状況に応じてやっていけばいい。こういうコロナの問題があったりするなんて誰も思わなかったですよ。そういうことなんで、基本計画として、この枠組みでどうでしょうか、というのが、行政から諮問されたものです。別途問題が発生した段階で議論していく余地があります。いろいろ踏まえて、その中で、犬山ならではのものもありますし、いわゆる専門的なものがあれば、一般的なものまでさまざまなことがあると思うんですが、細かなことはこの基本計画の枠の中におさまればいいというような考え方で、この素案について、おおまかなところで認める形で、細部までみればきりがないので。ひとつどうでしょうか。今日ご提案いただいたこと事務局の方で十分採用可能な部分はあろうかと思うので、それは修正・加筆していただきということでそれを反映したものを会長、副会長で再度点検し、今日の議事録とも照合して、それを答申するというのが義務づけられておりますので、答申書に意見として出すべきもの、或いは文書として提出するものその整理をしたいと思います。そういうことによって、今日いただいたご意見を、この基本計画の素案の中にかかしていくという流れで処理したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>それでいいです。</p>
<p>会長</p>	<p>両副会長はよろしいですか。私と違った目で見させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。そういうことで本日は提案されましたこの基本計画を修正もしくは附帯意見が付きますがそれについて、ひとまずまとめていただいて、そういうものを答申書に添付するという事で市長にお返しするという流れでいきたいと思いますが、ということでご承認いただきたいがよろしいですね。</p> <p>以上、長時間にわたりましたが本日の議題、第2次犬山市環境基本計画(素案)についてさまざまなご意見をいただきありがとうございました。これで会議を閉じたいと思います。議事録は開示します。その他ありましたらよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ありがとうございました。答申の方法について再確認させていただきます。今日ご審議いただいた意見、修正すべきところを整理させていただいて、素案に反映したものを会長及び副会長にご確認いただいた上で、その</p>

素案の答申書に添付するという形で、答申書というふうにさせていただきたいと考えております。また答申書のほうがまとまりましたら、こちらの方については、各委員宛に郵送させていただくといったようなことで進めさせていただきたいと思います。また、今後の進め方等について、また別の場でご議論いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。その他について事務局のほうからはございません。本日は長時間にわたりご審議ありがとうございました。予定の時間を少し過ぎてしまいました。申し訳ありませんでした。ありがとうございました。次回については開催日程等決まりましたらまた改めてご連絡をさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) _____

(署名) _____